資料１

第五次千葉県障害者計画の推進体制について

１．入所・地域生活支援専門部会について

第五次千葉県障害者計画策定にあたり、本部会内に設置した「入所・地域移行等ワーキングチーム」を常設の専門部会「入所・地域生活支援専門部会」として、第五次計画の推進体制の強化を図る。

（１）名称：入所・地域生活支援専門部会

（２）所掌事務：〇総合的な施策の実施に関すること

〇第五次計画の推進、評価に関すること

担当分野：「1　入所施設から地域生活への移行の推進」

「7　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実」

「8　その他各視点から取り組むべき事項」

【主な検討事項】

・地域移行の可能な人への支援のあり方
・高齢期の障害のある人に対する支援のあり方
・障害者支援施設（入所施設）のバックアップ機能の向上について
・地域生活拠点等について
・防災対策について

〇その他（新規事項等他の専門部会に属さないもの）

（３）事 務 局：計画推進班（とりまとめ主担当）

※　会議の開催事務については、計画推進班が行う。

取組みの方向性については、下記担当室（班）にて検討、対応。

施設指導班（障害者支援施設、GH、拠点整備関係、等）
施設整備班（施設整備、拠点整備関係等）
県立施設改革班（県立施設関係）
地域生活支援班（在宅支援関係等）
療育支援班（短期入所・障害児関係等）
障害保健福祉推進班（意思疎通、補助犬関係等）
権利擁護推進室（虐待防止法、差別解消法関係等）　など

※ 精神保健福祉推進室（ひきこもり、高次脳）担当項目については、精神部会で引き続き、担当する。

（４）協議会相関図

障害者計画推進体制イメージ

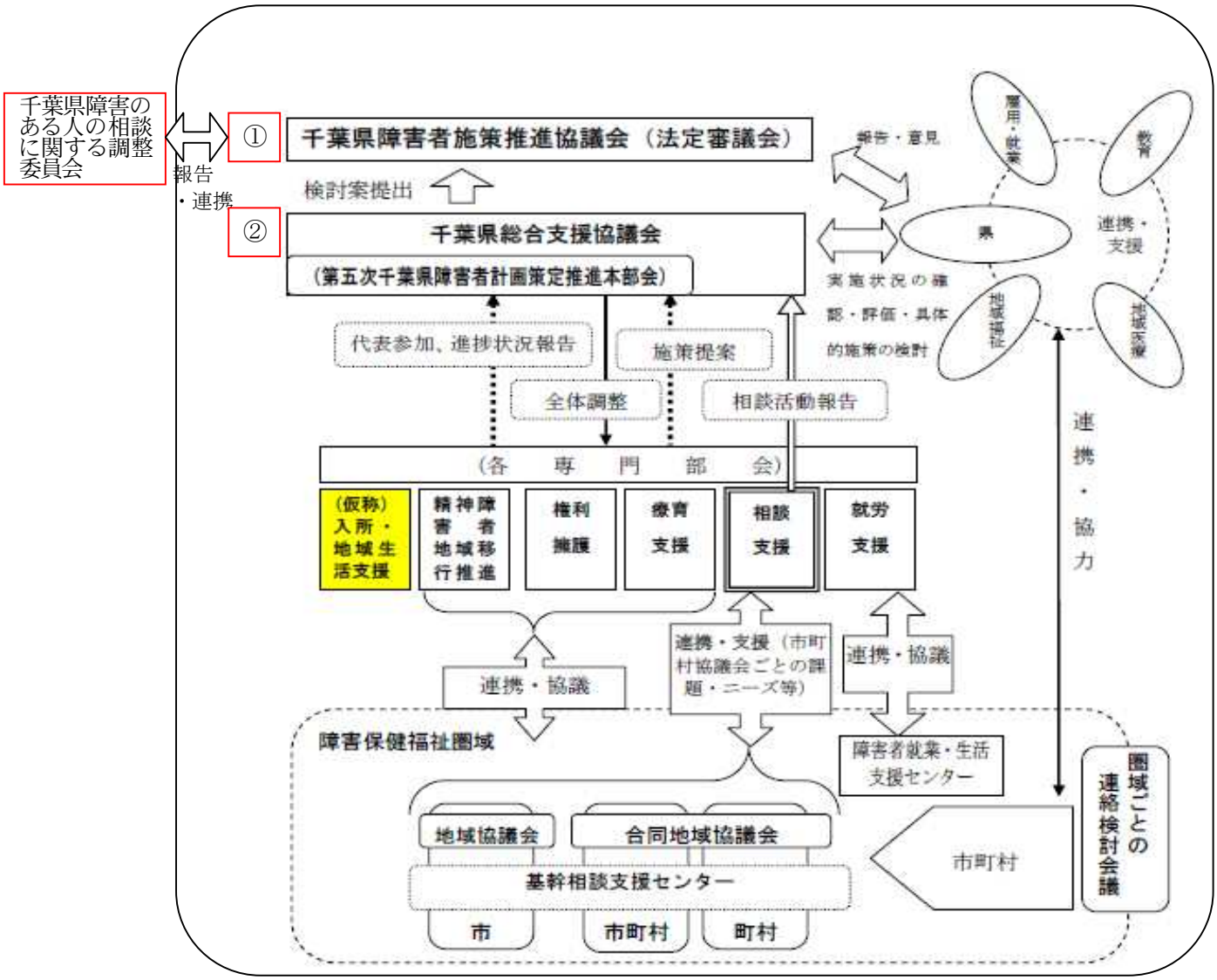

２．千葉県総合支援協議会（第五次千葉県障害者計画策定推進本部会）

※策定時同様に6 つの専門部会で具体的な検討を行った結果について本部会で検討

◇本部会

（1 ）議題

〇第五次千葉県障害者計画進捗管理

〇重点事業

〇県立袖ヶ浦関係（千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会）

〇その他

（2 ）開催時期

年4 回　5 ～6 月、8 月下旬、１２月、3 月

（3 ）委員任期（3 年間）

平成2 6 年4 月1 日から平成2 9 年3 月3 1 日まで

◇専門部会

（1 ）議題

〇第五次千葉県障害者計画進捗管理

・【Ⅱ取組の方向性】具体的な検討

・【Ⅲ数値目標】

〇重点事業

〇その他（各専門部会ごとの取組）

（2 ）開催時期

年4 回　5 月、8 月中旬、随時

（3 ）委員任期（2 年間）

平成2 7 年4 月1 日から平成2 9 年3 月3 1 日まで

◇障害者総合支援法～（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条

1 ～5 略

6　都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7　都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

第八十九条の二

都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

参考

千葉県障害者施策推進協議会

（1 ）議題
〇第五次千葉県障害者計画策定・変更（進捗状況を踏まえた上で）
〇障害者条例関係（千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会）
〇県立袖ヶ浦関係（千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会）
〇その他
（2 ）開催時期
年1 回　9 月頃　（2 月頃追加予定）
（3 ）委員任期
平成2 6 年4 月1 日から平成2 8 年3 月3 1 日まで（2 年間）

◇障害者基本法　～抜粋～
（都道府県等における合議制の機関）
第三十六条　都道府県（地方自治法　（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。
一　都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
二　当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
三　当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

第十一条
5　都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。）※　変更は9 項